

会計基準のコンバージェンスと会計の新動向

岩 崎 勇

(九州大学大学院)

第1章 はじめに

わが国を取り巻く会計環境はめまぐるしく変化している。周知のとおり、欧州連合（以下、EU という）では、2005 年 1 月から EU 域内の上場企業（約 7,000 社）に対して、国際会計基準審議会（以下、IASB という）が設定した国際財務報告基準（以下、IFRS という）に基づいて連結財務諸表を作成することを強制⁽¹⁾している（Tweedie [2008] p.3）。また、米国においては、従来の米国基準を堅持するという立場から、これを変更して、IFRS を受入れる方向に向かいつつある。すなわち、証券取引委員会（以下、SEC という）が 2007 年 8 月に米国（国内）企業に対して IFRS により作成した財務諸表を認めるか否かの検討を含む、コンセプト・リリースを公表すると共に、同年 11 月には外国企業について IFRS に基づいて作成された財務諸表を米国基準への調整表なしに米国内で受け入れることを決定し、2008 年 12 月には、2011 年に米国企業について IFRS を採用するか否かを決定するいわゆるロードマップ案を公表している。他方、わが国においては、2005 年 3 月にわが国の企業会計基準委員会（以下、ASBJ という）が作成する会計基準（以下、日本基準という）と IASB の作成する IFRS との間で会計基準のコンバージェンスの取組みが開始され、2007 年 8 月には、このコンバージェンスをさらに加速するためのいわゆる東京合意がなされ、同

年 12 月には、これを踏まえたプロジェクト計画表が公表され、翌年 9 月に改訂され、それに沿った作業が進行中である。そして、同年 12 月には、EU は、その同等性評価でわが国の会計基準を IFRS と同等であるとし、引続き日本基準を EU において使用することを認めている。さらに、わが国においても 2009 年 2 月にアドプション・アプローチの採用に関する提案がなされている。

このような状況の下で、本稿では、第 2 章第 1 節で、まず会計基準のコンバージェンスの意義及び国際的な会計基準とのコンバージェンス上の主な到達点と問題点を検討し、第 2 節で、米国等を含めた新動向であるアドプション・アプローチを採用すると仮定した場合の問題点について検討することを目的としている。

第2章 会計基準のコンバージェンスと新動向の検討

第1節 会計基準のコンバージェンスの到達点と問題点

(1) 会計基準のコンバージェンスの意義

まず、会計基準の設定に関するわが国の会計戦略としては、近年の世界的な会計基準の国際化・統一化の急速な進展という状況に対応するため、現時点ではアドプション（採用）・アプローチではなく、コンバージェンス（収斂^{しゅうれん}）・アプローチを採用している。なお、コンバージェンスの意味としては、①最終的に会計基準を一つのものにし

ていくもの（最終統一化）と、②両当事者が相互に受け入れられる程度まで会計基準を統合していくもの（相互承認）とがあり（斉藤〔2006②〕73頁）、ASBJの2004年の中期運用方針では、米国と同様に、②の立場を採用し、（アドプション・アプローチの採用の検討は行いつつも）当面は相互承認という形によりコンバージェンスが進められている⁽²⁾。

（2）会計基準のコンバージェンスの到達点と問題点

ここでは、IASBなどで検討されている内容等を含めて、わが国がコンバージェンス・アプローチを採用し、対応を行っている現在の主な到達点と問題点を検討することとする。これには、次のようなものが挙げられる。

① 信頼性

会計基準のコンバージェンスに伴う概念フレームワークの質的特徴としては、現在のところまだ目的適合性（ないし意思決定との関連性）と共に信頼性が重視されている。他方、現在のIASBとFASBとの概念フレームワークについての共同プロジェクトでは、資産負債中心観の強調や公正価値評価の拡張⁽³⁾などに伴って信頼性に代えて、表現の忠実性概念が暫定的に採用されている（FASB〔2008d〕p.2）。しかし、このまま概念フレームワークの質的特徴として信頼性を削除せず、維持すべきである。この理由は、信頼性概念が、取得原価主義における受託責任の考え方と深く結びついた概念であり、硬度（hardness）のある財務情報を提供する場合には必須の性質であると共に、信頼性のない情報は有害であるし、有用性もない。さらにこの信頼性概念は目的適合性をチェックする機能を持つことや目的適合性とのトレード・オフの関係にあり、重要な役割を果たす概念だからである（岩崎〔2007〕39頁）。

② 会計モデル

会計基準のコンバージェンスに伴う会計モデルの到達点としては、従来の動態論を基礎とする取得原価主義会計モデルから、従来のものと新しい考え方である資産負債中心観を基礎とする全面公正価値会計モデルとのハイブリッド型である部分公正価値会計モデル⁽⁴⁾に移行している。そして、現在のところまだその公正価値評価の適用領域は、主に金融資産負債に限定されているが、その範囲は、無形資産や収益認識領域まで拡大するような検討が現在なされている。そして、資産負債中心観をこのまま強調していけば、理論的には全面公正価値会計モデル⁽⁵⁾へ移行する可能性が全くないわけでもない。このような無制約の拡張は、問題であろう。すなわち、このような考え方は、営業活動と金融活動との性格の違いを無視したものであり、会計モデルとしては不適切であろう。言い換えれば、その価値が営業から独立している金融資産負債などについては公正価値による評価を行うとしても、棚卸資産や固定資産などのように営業に使われていて、営業から独立して存在しない実物資産（非金融資産）については原価主義を基本とした評価を行う、という部分公正価値会計モデルに止まるべきであろう。

③ 利益観

会計上の利益観については、従来わが国の取得原価主義会計の下で収益費用中心観を採用してきたが、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、現在わが国の会計概念フレームワークでは、資産負債中心観に収益費用中心観を組み込んだハイブリッド型利益観を採用している。他方、IASBが資産負債中心観を強調すれば、収益費用中心観やハイブリッド型のものを採用する余地は無いと考えられる。しかし、どちらの利益観が良いのかは理論的に証明できないものであり、収益費用中心観だけを排除することは、行き過ぎであろう。むしろ意思決定目的を重視するのであれば、

利益の量ばかりでなく、利益の質（発生源泉別の利益計算）も重要なものとなり、この意味からはフロー（取引）を重視し、収益・費用の総額により、発生源泉別の利益計算を行う収益費用中心観は、意思決定のために有用な財務情報を提供できるものと考えられる⁽⁶⁾。

また、会計は企業の活動内容をできるだけ忠実に表現すべきであるという観点からすれば、金融資産負債については、それらが企業の営業活動とは独立して価値が存在するので、資産負債中心観に基づき公正価値評価を行うことが適切であるとしても、他方、営業資産（実物資産）については企業の営業活動との関係で（それに依存して）価値を持つものであり、これを金融資産負債と同様に資産負債中心観に基づき公正価値評価を行うことは適切ではない。すなわち、これらのものについては、むしろ事業活動と結びつけて収益費用中心観的な考え方に基づき営業資産を評価すると同時に損益計算を行う方が企業の経営実態に適合している（斉藤〔2008〕8頁）であろう。

④ リサイクル

そして、前述③「利益観」と関係するリサイクルの問題については、従来からわが国の会計では実現概念を重視し、業績数値として実現利益（ないしその代替数値）を計算表示してきた。それゆえ、純資産の部に直入された評価・換算差額等は、原則としてその実現時に純利益に振り替えるというリサイクルを行ってきた⁽⁷⁾。他方、IASBの議論でもリサイクルを行う会計基準を開発するという暫定的な結論をしている（新井他〔2008〕53頁）。

⑤ 収益認識

現在はまだ収益費用中心観に基づく実現（・稼得過程）アプローチに基づいて収益認識がなされているが、国際的な動向としては資産負債中心観に基づく顧客対価アプローチ（配分モデル）や公正価値アプローチ（測定モデル）が検討されている。前者はまだ、契約時に収益の認識を行わない

ので、収益費用中心観のそれに近いものになっているが、後者は、契約時や価格変動時に収益認識を行うものであり、収益認識の早期化及び計算の主観化・計算の複雑化などの観点からは問題であろう。

以上のように、今後このままIASBなどで検討されている方向で会計基準が開発され、かつそれらに合わせる形でのコンバージェンスが進むと、信頼性、会計モデル、利益観、収益認識等の観点で大きな問題が生じる可能性があることが明確にされた。

第2節 アドプション・アプローチの採用とその問題点

これまでに、コンバージェンスの意義と今後の展開をも見込んだ問題点を明確にしてきた。そこで、このことを前提として、最近の米国の新動向に対応し、現在提案されているように、わが国がアドプション・アプローチを採用する場合の問題点を検討していくこととする。この場合には、前述のコンバージェンス・アプローチを採用する場合の問題に加えて、次のような問題がある。

① 会計基準設定への積極参加

アドプション・アプローチを採用する場合には、会計基準は多数決原理により決定されることになる。そこで、理論的にも正しく、わが国の社会・経済的な状況等にも適合する会計基準の設定に積極的に参加していく必要がある。特に会計学界は、他の利害関係者と協力して世界的に通用する高品質な会計の理論的な基礎（理論）を提供していく責務があり、この課題が最も重要なものとなる。

② 連単分離問題・連結先行問題

IFRSは、会計目的との関連でいえば、主に連結でかつ情報提供（経済的意思決定）目的でその基準が設定されている。このような会計数値は目的適合性を重視し、信頼性を副次的なものと考えているので、そのままでは配当や税金計算等の利

害調整目的に適合しない基準となっている（弥永〔2008〕65-66頁）。そこで、従来EUで採用されてきたように、配当や税金計算等の利害調整目的を考えた場合には、連結で情報提供機能を果たし、個別で利害調整目的を果たすために、実務的な方便として連単分離⁽⁸⁾や連結先行⁽⁹⁾という形が考えられるであろう。ただし、前者については、わが国においては、単一性の原則や個別財務諸表基準性の原則（の伝統）があり、連単分離を取ることは理論的にかなり困難であろう。

③ 非上場会社・中小会社の問題

IFRSは、主に大規模な上場会社をその中心に据えて、かつ情報提供（意思決定）を主たる目的として会計基準の設定が行われている。勿論、IASBの中でも中小会社の会計についての議論がなされているけれども、そこでの議論は、シングル・スタンダード・アプローチ⁽¹⁰⁾により上場会社の会計にかなり影響される形での議論が多く、現実の中小会社の会計としての適合性に問題がある。多数の投資家や利害関係者を有する上場企業とほとんど投資家のいない利害調整目的を会計の中心としている中小会社とは別の観点からの会計基準が必要である。

④ 実施上の問題

たとえアドプション・アプローチにより会計基準の統一がなされたとしても、それが実務上そのとおりに実施されなければ意味はない。すなわち、そこで最終的に求められているのは、会計基準の統一のみではなく、実務の統一である。しかし、「いくら基準を統一しても、それを適用する実務はローカルな政治や経済の諸要因に影響され、国や地域の間で財務報告の質に重要な違いが残るのは避けられない。統一基準の不均一な適用は、会計情報の重要な差異を基準の差異よりも奥深い不透明なレベルで隠匿することで、国境を越えて投資をする人々の情報処理コストをかえって増加させ、基準の統一から期待される潜在的な便益を帳

消しにする」（齊藤〔2008〕5頁）ことにもなりかねないという実施上の問題が残る。

⑤ 会計基準の質の維持

世界の主要国がアドプション・アプローチを採用し、IFRSに統一化される場合には、IASBにより唯一の会計基準が作成されることとなる。ここでは、会計基準間の自由な競争が行われないこととなり、競争による質の維持・向上という制度的な装置が失われることとなる。そこで会計基準の質の維持・向上の問題が生じることとなる。

以上のように、アドプション・アプローチへの転換を仮定した場合に残された付加的な問題点としては、会計基準設定への積極参加の問題、利害調整目的を達成するための連単分離問題・連結先行問題、上場企業以外の中小会社の会計問題、IFRSの実施上及び会計基準の質の維持の問題等があることが明確にされた。

第3章 むすび

以上のように、本稿では、わが国の会計基準のコンバージェンスに伴う会計の到達点と問題点及び国際的な新動向としてのアドプション・アプローチの採用に伴う問題点を検討した。この結果、次のようなことが明確にされた。

まず、①会計基準のコンバージェンスに伴うわが国の会計の到達点としては、信頼性概念を維持し、会計モデルとしては部分公正価値会計モデルを採用し、利益観としてはハイブリッド型利益観を採用し、原則としてリサイクルを行い、純利益を計算・表示し、収益認識については実現（ないしリスクからの解放概念）アプローチを採用していることが明確にされた。

また、②今後の問題点としては、現在の状況のままIASBなどで検討されている方向で会計基準が開発され、かつそれらに合わせる形でのコンバージェンスが進むと、信頼性、会計モデル、利益観、

収益認識等の観点で問題が生じる可能性があることが明確にされた。

さらに、③現在提案されているアドプション・アプローチへの転換を仮定した場合に生じる問題点として、会計基準設定への積極参加の問題、利害調整目的を達成するための連単分離問題・連結先行問題、上場会社以外の中小会社の会計基準問題、IFRSの実施上の問題及び会計基準の質の維持・向上の問題などがあることが明確にされた。

米国が今後最終的にどのような会計戦略を採用するのか不明であるが、わが国においても長期的な視点から柔軟にこれに適応していくことが重要である。

〈注〉

- (1) ただし、EUで適用されているIFRSは、完全版IFRSではなく、金融商品に関するIAS第39号のヘッジ会計の一部がカーブアウトされた（承認されなかった）ため、EU版IFRSである。
- (2) なお、会計基準のコンバージェンスといっても、一方的にわが国の会計基準をIFRSに合わせようことを意味していない。すなわち、このような例として、例えば、次のようなものがある。株式発行費の処理、純利益を残すことの主張など。
- (3) 公正価値評価の場合には、市場価額が直接得られるもの以外のものについては、硬度のある信頼性が得られないので、硬度を弱めるために、信頼性ではなく、表現の忠実性という概念を使用しているものと考えられる。
- (4) 部分公正価値会計モデルは、基本的に営業活動と金融活動とを区別するモデル（営業・金融区別モデル）である。すなわち、その価値が営業（ないし事業、以下、同様）から独立している金融資産負債などについては公正価値による評価を行うとしても、現行会計制度と同様に、棚卸資産や固定資産などのような営業に使用されていて、営業から独立して存在しない実物資産（非金融資産）については、原価主義を基本とし、例外的にその投資価値が回収し得ないような状況になった場合のみ、公正価値を用いて減損処理などを行っていくハイブリッド型会計モデルである。
- (5) これには、①すべての資産負債についてそれらを金融資産負債と同様に考えるモデル（金融資産負債モデル）である純資産計算型全面公正価値会計モデルと、この変形として、②期中において

契約締結時において権利・義務が発生した場合、それに基づいて収益などを計上すると共に、期末において全面公正価値評価を行い、（包括）利益計算を行い、評価差額を表示するというモデルである損益計算型全面公正価値会計モデルが考えられる。

- (6) IASBとFASBの共同プロジェクトでは、2008年6月にリサイクルを行う当期純利益を残すことを確認している（新井他〔2008〕53頁）。
- (7) 土地再評価差額については、それが実現しても純利益として損益計算書に計上することはしない。
- (8) 連結と単体とを分離し、連結で情報提供機能を果たさせ、単体で利害調整機能の役割を担わせるもの。
- (9) 連結を先にIFRSに合わせ、単体はその後で調整がついた時にIFRSに合わせようとする考え方。
- (10) 会社の上場の有無・規模等を考慮せずに、基本的に同一の会計処理基準を採用しようとするアプローチのこと。

参考文献

- 新井武弘、秋葉賢一〔2008〕「コンバージェンスに向けたASBJでの会計基準の開発状況について」IFRSセミナー（日本公認会計士協会）2008年9月
- 岩崎 勇〔2007〕「会計概念フレームワークの現状と問題点」『会計』第172巻第5号、35-47頁
- 浦崎直浩〔2002〕『公正価値会計』森山書店
- ASBJ〔2002a〕「業績報告のあり方——IASBの提案に対するコメント」
- 〔2002b〕討議資料「財務会計の概念的枠組み」
- 〔2006〕「<http://www.asb.or.jp/html/iasb/press/20060227.pdf>
- 〔2007〕プレス・リリース「プロジェクト計画表の公表について——東京合意を踏まえたコンバージェンスへの取り組み——」
http://www.asb.or.jp/html/press_release/overseas/pressrelease_20071206.php
- ASBJ〔2008〕企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」
- 大石桂一〔2008〕「収益認識プロジェクトを巡るFASBとIASBの戦略」九州会計研究会、4月12日（資料）
- 小津稚加子〔2008〕「EUによる同等性評価の最新動向」『企業会計』第60巻第4号、33-40頁
- 加藤 厚〔2007〕「IASBとFASBの共同プロジェクト」『企業会計』第59巻第1号
- 企業会計基準委員会・国際会計基準審議会〔2007〕「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた

- 取組みへの合意」
- 企業会計審議会企画調整部会 [2006] 「会計基準のコンバージェンスに向けて（意見書）」
- 金融庁 [2006] 「会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化」（平成 17 年度）『実績評価書』 <http://www.fsa.go.jp/seisaku/17jisseki/2132.pdf>
- 金融庁 [2007] 「会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化」（平成 18 年度）『実績評価書』 <http://www.fsa.go.jp/seisaku/18jisseki>
- 斉藤静樹 [2006] 『連続インタビュー 斉藤静樹会計基準委員会委員長に聞く』第 1 回から第 10 回まで『企業会計』Vol. 58, No. 5-Vol. 59, No. 3 まで（なお、ここでは第 1 回は①、第 2 回は②というように表示する）
- [2007] 「コンバージェンスの意義と IFRS への役割期待」『企業会計』第 59 巻第 8 号、14-24 頁
- [2008] 「コンバージェンスの未解決論点」『企業会計』第 60 巻第 1 号、4-10 頁
- 坂本道美 [2008] 「IFRS とのコンバージェンスを巡る日本の展望」『企業会計』第 60 巻第 4 号、51-59 頁
- 杉本徳栄 [2008] 「IFRS 受入れを巡る米国の対応」『企業会計』第 60 巻第 4 号、41-50 頁
- 辻山栄子 [2007] 「収益の認識をめぐる欧州モデル」『会計』第 172 巻第 5 号
- 西川郁生 [2007] 「『東京合意』の意義とコンバージェンスの展望」『企業会計』第 59 巻第 11 号、63-68 頁
- 平松一夫 [2008] 「会計基準国際化の歴史的経緯と今後の課題」『企業会計』第 60 巻第 4 号、18-24 頁
- 弥永真生 [2008] 「コンバージェンスと受容」『企業会計』第 60 巻第 4 号、60-68 頁
- 山田辰巳 [2008a] 「IASB を巡る国際動向と日本の対応」『企業会計』第 60 巻第 4 号、25-32 頁
- [2008b] 「検討状況のアップデート IASB の進捗及び計画」『IASB&ASBJ 特別セミナー（資料）』4 月 10 日
- 渡邊 泉 [2008] 『歴史から学ぶ会計』同文館出版
- Casey, K. L. [2007a] Speech by SEC Commissioner: Remarks Before the Global Financial Convergence Conference, September 28 2007, <http://www.sec.gov/news/speech/2007/spch092807klc.htm>
- [2007b] Speech by SEC Commissioner: Remarks at the 35th Annual AICPA National Conference on Current SEC and PCAOB Development, December 10 2007, <http://www.sec.gov/news/speech/2007/spch121007klc.htm>
- CESR [2007] Consultation Paper – CESR’s advice on the equivalence of Chinese, Japanese and US GAAPs. Ref.: CESR/07-761.
- Cox, C. C. [2008] Speech by SEC Chairman: Remarks on Acceptance of the Atlantic Leadership Award from the European-American Business Council, February 10 2008, <http://www.sec.gov/news/speech/2008/spch021008cc.htm>
- FASB [2008a] ‘Revenue Recognition’, http://www.fasb.org/project/revenue_recognition.shtml
- FASB [2008b] ‘Financial Statement Presentation Project’, http://www.fasb.org/project/fin_statement_presentation_phaseb_tentative_dec.pdf
- FASB [2008c] ‘Conceptual Framework’, http://www.fasb.org/project/conceptual_framework.shtml
- FASB [2008d] ‘Conceptual Framework’, http://www.fasb.org/project/cf_phase-a.shtml
- IASB [2006] ‘Roadmap for Convergence between IFRSs and USGAAP 2006-2008’, <http://www.iasb.org/html/iasb/press/20060227.pdf>
- IASB [2008] IASB Work Plan, <http://www.iasb.org/Current+Projects/IASB+Projects/IASB+Work+Plan.htm>
- Nicolaisen, D. T. [2005] Statement by SEC Staff: A Securities Regulator Looks at Convergence. <http://www.sec.gov/news/speech/spch040605dtn.htm>
- SEC [2007a] Transcript of Roundtable on International Financial Reporting Standards Roadmap, March 6, 2007. <http://www.sec.gov/spotlight/ifrsroadmap/ifrsroadmap-transcript.txt>
- SEC [2007b] Transcript of Roundtable on IFRS in the U.S. Markets, December 13, 2007. <http://www.sec.gov/spotlight/ifrsroadmap/ifrsround121307-transcript.pdf>
- SEC [2007c] Transcript of Roundtable on Practical Issues Surrounding the Use of IFRS in the US in Recent Years, and Its potential Expanded Use in Future Years, December 17 2007. <http://www.sec.gov/spotlight/ifrsroadmap/ifrsround121707-transcript.pdf>
- White, J. W. [2008] Speech by SEC Staff: Corporation Finance in 2008 – A Focus on Financial Reporting, <http://www.sec.gov/news/speech/2008/spch012308jww.htm>